

向日市国土強靱化地域計画

令和 2 年 1 2 月

向日市

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 1
1 策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第1章 向日市国土強靱化地域計画の基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 3
1 基本目標	
2 向日市国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針	
第2章 向日市の地域特性等	・ ・ ・ ・ ・ 5
1 地勢・成り立ち	
2 気象	
3 人口	
第3章 脆弱性評価	・ ・ ・ ・ ・ 6
1 想定するリスク	
2 向日市における「起きてはならない最悪の事態」	
第4章 国土強靱化の推進方針	・ ・ ・ ・ ・ 11
1 国土強靱化に関する施策分野	
2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針	
第5章 計画の推進	・ ・ ・ ・ ・ 30
1 計画の進捗管理	
2 施策の重点化	
(別紙) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果	・ ・ ・ ・ ・ 32

はじめに

1 策定の趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が発生している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があることと予想されていることや東日本大震災及び熊本地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥らないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全般にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 年 12 月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）（以下「強靱化基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月には、強靱化基本法第 10 条に定める「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進することとしており、平成 30 年 12 月に近年の災害の知見や施策の進捗状況を踏まえ、国土強靱化基本計画を改定されている。

また、京都府においては、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、府民、市町村及び国、事業者等とともに強靱で安心・安全な京都府づくりを進めていくため、平成 28 年 11 月に「京都府国土強靱化地域計画」を策定されている。

向日市においては、「ふるさと向日市創生計画」を平成 27 年度に向日市が目指すべき方向性を示したまちづくりの最上位計画に位置付け、更に令和 2 年 3 月には「第 2 次ふるさと向日市創生計画」を策定し、「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」「信頼と協働で市民の声が届くまちづくり」の 3 つを施策の柱として推進しているところである。

この「ふるさと向日市創生計画」のうち、消防防災体制の充実や浸水被害対策等の国土強靱化に関する施策の推進を図り、市民、近隣市町村、京都府、国、事業者等とともに強靱で安心・安全なまちづくりを進めていくため、「向日市国土強靱化地域計画」を策定する。

なお、本計画が今後の研究成果や国・京都府における議論等を踏まえたものとなるよう、適宜見直しを行っていくものとする。

2 計画の位置づけ

「向日市国土強靱化地域計画」は、強靱化基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、向日市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、策定に当たっては、「第2次ふるさと向日市創生計画」及び「向日市地域防災計画」等の国土強靱化に係る諸計画との調和を図ることとする。

3 計画期間

概ね10年後を見据えつつ、5年間を推進期間とする。

第1章 向日市国土強靱化地域計画の基本的考え方

1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ①人命の保護が最大限に図られること。
- ②向日市の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④迅速な復旧・復興に資すること。

2 向日市国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、市内で過去に発生した大規模な浸水被害のほか、東日本大震災、平成26年8月豪雨に伴う広島土砂災害、平成27年9月関東・東北豪雨に伴う鬼怒川決壊、平成28年熊本地震、平成30年7月の西日本豪雨、令和元年東日本台風における被害等をはじめとする過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

（1）国土強靱化の取組姿勢

- ・ 激甚化する土砂災害・風水害、切迫する巨大地震に対し、国、京都府、近隣市町村等との一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- ・ 向日市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組に当たること。
- ・ 地域コミュニティを高めることにより、安心・安全なまちづくりを進める視点を持つこと。
- ・ 向日市のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、防災訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・ 行政と事業所や市民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・ 非常時に防災・減災などの効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的で効果的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人のほか観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 向日市の地域特性等

1 地勢・成り立ち

向日市は、京都府南部乙訓地域に位置し、京都市都心部からは、南西に約7kmの至近距離にある。向日市は市域の北側、東側、西側を京都市と、南西側の一部を長岡京市と接しており西部一帯は向日丘陵が横たわり、竹林が広がる緑豊かな地域となっている。市域は東西約2km、南北約4km、面積7.72km²であり、全国で3番目に小さく西日本で最もコンパクトな市である。

平安京の以前、延暦3年(784)から10年間は、日本の都・長岡京の都として政治・文化の中枢となって栄え、現在の鶏冠井町にはその中心である大極殿がおかれた。中世に入ると、各地に荘園が登場し、江戸時代には京都所司代の管轄下に入った。京都の東寺口と摂津の西宮を結ぶ西国街道沿いには商店が建ち並び、乙訓地域の商業・文化の中心地として栄えた。明治22年の市制町村制の施行により、物集女、寺戸、森本、鶏冠井、上植野の各村と向日町が合併して向日町となった。昭和47年に市制を施行し、現在に至っている。

2 気象

向日市は内陸性気候であり、1日の最高・最低気温の差や夏・冬の気温差の変動幅が大きく、湿度が低いがおおむね温和で京都市内の盆地気候よりしのぎやすい。平成21年度から平成30年度の平均気温は16.3℃、年間平均雨量は1,472.4mmである。

3 人口

向日市の人口は平成25年から始まった阪急洛西口駅東側の新市街地の形成によって、人口統計による総人口では平成27年に54,513人であったものが、令和元年には57,548人まで増加し過去最大となっている。新市街地の形成も終わり、今後はゆるやかに減少すると見込まれる。

年齢別に見ると、全国的に少子高齢社会が進む中、向日市においても例外ではなく、年齢別3区分人口構成では、15歳未満と15～64歳の減少、65歳以上の増加が見られる。

第3章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行い、推進すべき施策プログラムを策定する。

1 想定するリスク

市民生活及び経済への影響に鑑み、発生すれば甚大な被害が生じる地震（南海トラフ地震、直下型地震）及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する二次災害を想定するリスクとして、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

（1）地震

① 南海トラフ地震

30年以内の発生率が70%程度（平成28年1月時点）と高くなっている南海トラフ地震については、市内で震度6強が想定され、人的被害として、死者約40人、全壊・焼失建物約3,320棟の大きな被害が生ずることが想定されている。

② 直下型地震

向日市で最大の被害発生が懸念される有馬-高槻断層では、死者約260人、全壊・焼失建物約4,050棟の甚大な被害が生ずると想定されている（京都府地震被害想定調査（2008）による）。

（2）豪雨等による風水害・土砂災害等

向日市を含む桂川右岸地域は、堤防決壊等の桂川や小畑川の氾濫では大きな被害が生ずるとされた地域である。

本市域では平成25年の台風18号などで浸水被害が発生している。その他ある程度の記録が残っている風水害としては、次表のとおりである。

向日市における主な風水害

発生年月日	災害の種類	主な気象観測値	主な被害
昭和 58 年 9 月 28 日	台風 10 号	総雨量：255mm	床上浸水 9 戸、床下浸水 437 戸
平成 2 年 9 月 13～19 日	集中豪雨	総雨量：349mm	床上浸水 18 戸、床下浸水 246 戸
平成 11 年 6 月 27 日	集中豪雨	総雨量：125mm	床下浸水 463 戸
平成 25 年 9 月 14～16 日	台風 18 号	総雨量：275mm	床上浸水 4 戸、床下浸水 102 戸
平成 26 年 8 月 9～10 日	台風 11 号	総雨量：273mm	床上浸水 1 戸、床下浸水 1 戸
平成 26 年 8 月 16 日	集中豪雨	総雨量：68mm	床上浸水 3 戸、床下浸水 4 戸



平成 11 年 集中豪雨
平成 11 年 6 月 27 日
(床下浸水 寺戸町)



平成 25 年 台風 18 号
平成 25 年 9 月 14～16 日
(寺戸川付近の冠水 森本町)

向日市における既往の風水害としては、人命が奪われるような甚大な被害は、記録として残されていない。本市に被害をもたらすおそれのある河川については以下のような特性を挙げることができる。

① 外水氾濫

外水氾濫は、河川堤防の破堤等により、河川水が氾濫して生じる災害であり一般に水位の上昇が急激で、流水の勢いが強いいため、家屋の流失や人的被害が生じるなど甚大な被害をもたらす場合が多い。

向日市において、甚大な被害をもたらす可能性が高いものは、桂川及び小畑川である。

桂川は市域内を流れておらず、市域に最も近いところで京都市南区、伏見区を流れている。市域から離れているものの氾濫が発生した際には、市域の東側で浸水被害が生じる。

なお、最も早く浸水が市域を到達するのは氾濫から概ね3時間と想定されている。

小畑川は、向日市の西側を流れており、上植野町の一部に流入し、長岡京市に流出する。

氾濫が発生すれば市域の一部が浸水することに加えて、川沿いは侵食等により家屋が倒壊するおそれがある。

② 内水氾濫

市内には大きな河川がなく、内水を排除する施設は、寺戸川、石田川、和井川、小規模排水路などの開水路と京都府が桂川右岸流域の浸水対策として整備を進めているいろは呑龍トンネルの他、寺戸川1号、2号幹線や石田川1号、2号幹線などの雨水管渠である。

市内の水路沿いには多くの家屋が立ち並び水路を拡幅することが困難であったため、平成7年から雨水管渠の整備を進めることにより、浸水被害の低減を図ってきたが、平成25年の台風18号では106戸の浸水被害が発生するなど、近年の局地化・激甚化する降雨により、今もなお、内水氾濫による浸水被害発生危険性がある。

③ 土砂災害

京都府では土砂災害防止法に基づき、土砂災害は急傾斜地の崩落及び土石流の発生のおそれがある区域を土砂災害警戒区域と特別警戒区域を指定し、公表している。市内でも土砂災害警戒区域と特別警戒区域が物集女町、寺戸町及び向日町の14箇所指定されている。

土砂災害の発生危険度は、降雨、地形、地質の状況等により異なるため、警戒区域以外でも土砂災害が発生する可能性があり、異常気象時には注意が必要である。

2 向日市における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている（強靱化基本法第17条第3項）。向日市においては、国土強靱化基本計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、8つの「事前に備えるべき目標」と向日市独自の内容を含めた31の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
Ⅰ. 人命の保護が最大限に図られること	1 人命の保障が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地での倒壊・火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
Ⅱ. 向日市の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客含む）への水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	疫病・感染症等の大規模発生
Ⅲ. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
Ⅳ. 迅速な復旧・復興に資すること	4 必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
		4-2	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等や携帯電話事業等の長期停止による種々の重要な情報が伝達できない事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
Ⅰ. 人命の保護が最大限に図られること	5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による市場競争力の低下
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
Ⅱ. 向日市の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること	6 生活・経済活動に必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワークや石油・L P ガスサプライチェーンの機能停止
		6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水道処理施設の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークの機能停止
Ⅲ. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・竹林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による向日市経済等への甚大な影響
Ⅳ. 迅速な復旧・復興に資すること	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路等の復旧・復興を担う体制等の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※サプライチェーン…製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと

第4章 国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の9の個別の施策分野と2つの横断的分野とする。

〔個別施策分野〕

- (1) 行政機能／警察・消防等
- (2) 住宅・都市／環境・エネルギー
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 情報通信
- (5) 産業構造
- (6) 農林
- (7) 交通・物流
- (8) 国土保全／国土利用
- (9) 伝統文化の保全

〔横断的分野〕

- (1) リスクコミュニケーション
(行政や市民、事業者等がリスクに関する情報を共有すること。)
- (2) 老朽化対策

2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針

1で設定した11の施策分野毎の国土強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。

これら11の方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに分類してとりまとめたものである。

これらの間には相互依存の関係があることから、それぞれの分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する府省庁・地方公共団体等と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性及び効率性が確保できるよう十分に配慮することとする。

〔個別施策分野〕

(1) 行政機能／警察・消防等

(防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策)

- 防災拠点施設における災害時の安心・安全を確保するため非構造部材を含めた耐震化の完了を目指すとともに、防災指揮中枢である市役所庁舎の防災機能の維持向上を図る。

(施設所管部局)

- 防災拠点としての市役所庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源を確保する。

(総務部、環境経済部)

(災害対策本部の運営強化等)

- 防災の総合的な計画である地域防災計画及び災害時等における業務継続計画を社会環境等の変化に応じ見直す。

(総務部、環境経済部)

(応援・受援体制の強化)

- 平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、連携・応援体制を構築する。

(環境経済部、各担当部局)

- 警察、自衛隊、消防等の受援計画の策定等を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保する。また、平時から、国や京都府、他市町村、防災関係機関等との連携強化を図るとともに、訓練を実施すること等により、その実効性を常に向上させる。

(環境経済部)

- 乙訓消防組合と連携し、緊急消防援助隊等の派遣も考慮した消防車両や資機材、物資等を確保する。

(環境経済部)

(京都府及び市内各部局間の連携強化)

- 災害発生時に京都府や市内各部局間で円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平素から連携体制を構築する。

(環境経済部)

(救助・救出活動の能力向上)

- 消防団員のレスキュー技能の向上のため、実践的な訓練を反復実施するとともに、消防団車両及び各種救助資機材等の更新等により、災害対応能力を維持向上させる。

(環境経済部)

- 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、警察、消防署及び消防団、自主防災会等との連携強化を図る。

(環境経済部)

- 研修・教育等を積極的に実施し、市職員等の災害対応能力を向上させる。また、り災証明の発行や被災者生活再建支援対応等の訓練を行う。

(総務部、環境経済部、市民サービス部)

(物資等の備蓄、供給体制)

- 向日市備蓄計画に基づき計画的な備蓄を進めるとともに、京都府との連携や民間物流事業者等との協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を構築する。

(環境経済部、各担当部局)

(行政における業務継続体制の確立)

- 業務継続計画（BCP）の検証と見直しを随時行い、地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制の充実を図る。

(全部局)

- 実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高め、緊急参集体制の強化を図る。

(環境経済部)

(警察機能の維持対策の推進)

- 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、警察による警備体制の充実・強化を要望する。

(環境経済部)

＜重要業績指標＞

- ・ 公共施設の耐震化率 96%→97% (R6) (施設所管部局)

[主な事業]

- ・ 新庁舎整備事業
- ・ 公共施設長寿命化事業

(2) 住宅・都市／環境・エネルギー

(住宅の耐震化)

- 昭和 56 年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多く、「向日市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化対策を推進するとともに、「向日市営住宅ストック総合活用(長寿命化)計画(令和 2 年度策定予定)」に基づき、市営住宅の耐震化等を促進する。

(建設部)

- 耐震診断の必要性や助成制度等を周知し、耐震診断を促進するとともに、耐震性能が不足していると診断された住宅の改修を支援するため、国、京都府と連携して、耐震改修に関する助成制度、税制優遇措置などにより、耐震改修等を促進する。

(建設部)

(多数の者が利用する建築物等の耐震化)

- 避難所については耐震化率 100%であるが、多数の者が使用する建築物のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した場合については、耐震化等を促進する。

(施設所管部局)

- 各鉄道駅舎、連絡通路、踏切、自転車駐輪場等について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や京都府及び自転車整備センター等と連携しながら、耐震化やバリアフリー化を促進する。

(建設部)

(学校施設・保育施設の防災拠点化等)

- 学校施設・保育施設は、児童・生徒・園児等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割が求められていることから、学校設置者及び保育施設管理者は、防災拠点としての改修を計画的・効率的に推進する。

(市民サービス部、教育部)

(建築物、宅地等の応急危険度判定)

- 京都府及び近隣市町村と連携を図り、災害時に地震被災建築物や被災宅地の危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する。

(建設部)

（室内の安全対策、火災発生防止対策の推進）

- ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化する。

（環境経済部）

- 火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災発生を防止するための行動や住宅用消火器の普及、住宅用防災警報機（住宅用火災警報器）の設置義務の啓発を図り、火災発生の防止対策を進める。

（環境経済部）

（地震や火災に強いまちづくり等の推進）

- 大規模地震による火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建て替えなどを促進する。

（建設部）

- 災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等を、京都府や関係団体等と連携しながら推進する。

（建設部）

- 都市機能の更新を図り、安心・安全な都市空間の形成や耐火建築物の整備を行う、JR 向日町駅周辺地区市街地再開発事業等を、京都府や関係団体等と連携しながら推進する。

（建設部）

- 倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める。

（環境経済部、建設部）

- 市街地再開発事業や土地区画整理事業を行うことにより都市機能の更新を図り、安全・安心な都市空間を形成する。JR 向日町駅周辺地区市街地再開発事業では、商業施設、住宅等を主要用途とする耐火建築物を整備する。

（建設部）

（ライフライン施設の応急復旧体制の構築等）

- 早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する。

（環境経済部、各担当部局）

- 鉄道及びライフライン事業者は、必要となる人材の確保や資機材の配備、事業継続計画の策定等を行い、業界を越えた応急復旧体制の構築を

図る。

(環境経済部、上下水道部)

- 上下水道等ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化等を進め、平時から適切な維持管理を行う。

(上下水道部)

- 災害時に、的確な各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等により、市と各ライフライン事業者間の連携を強化する。

(環境経済部、上下水道部)

(上水道施設の耐震化)

- 浄水、配水等の各施設の管路や耐震化及び更新を計画的に進める。

(上下水道部)

- 上水道施設の耐震化を着実に推進するため、事業者・自治体間の連携により技術職員の育成やノウハウの共有を強化する。

(上下水道部)

(緊急輸送道路等の確保・整備)

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路における橋梁について長寿命化及び予防保全等を国や京都府等と連携を図りながら計画的に推進する。

(建設部)

- 電柱等の倒壊による道路閉塞を防ぐため、特に重要な路線を選定し、無電柱化等を計画的に検討する。

(建設部)

- 防災拠点への迅速な緊急車両の通行を確保するため、対応が必要な路線の整備を計画的に進めていくほか、沿道建築物の耐震化促進について、京都府との協議を進める(向日市建築物耐震改修促進計画)。

(建設部)

(被災者の生活対策)

- 避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、熱中症予防などのために空調機の新設や更新を行うなど、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を構築する。

(環境経済部、市民サービス部、施設所管部局)

(迅速な被害認定調査、リ災証明の発行のための体制整備)

- 大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の確保が困難になる可能性があるため、京都府の被災者生活再建システムを構築に協力する。

(総務部、環境経済部)

(生活と住居の再建支援)

- 被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備等、「共助」の推進に寄与する取組を支援する。

(総務部、環境経済部、市民サービス部)

- 被災した際、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を整備する。

(総務部、環境経済部、市民サービス部)

- 多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の賃貸住宅等を利用した多様な仮住居を確保する仕組みの実効性を高めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退きの基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居できる体制を整備する。

(環境経済部、市民サービス部、建設部)

(帰宅困難者の安全確保)

- 帰宅困難者が発生した時に、京都府、近隣市町等の行政機関と関係事業者が連携して地域に応じた対策を円滑に推進できるよう、支援策を充実させる。あわせて、企業等に対しては従業員の帰宅困難対策の重要性を啓発し、対策を促す。

(環境経済部)

(災害廃棄物処理)

- 災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、災害廃棄物の迅速な処理体制を構築し維持する。

(環境経済部)

- 廃棄物処理事業者等との連携体制の強化を図る。

(環境経済部)

(エネルギー供給の多様化)

- 公共施設におけるエネルギーの安定確保のため、太陽光など再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

(総務部、環境経済部、建設部)

- 災害非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー設備と EMS や蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」等）の導入促進を図る。

(環境経済部)

〈重要業績指標〉

- ・（再掲）公共施設の耐震化率 96%→97% (R6) (施設所管部局)
- ・物集女西浄水場の耐震化率 100%→維持 (R6) (上下水道部)
- ・上水道の基幹管路耐震適合率 27%→40% (R6) (上下水道部)
- ・下水道水洗化率 100%→維持 (R6) (上下水道部)

[主な事業]

- ・（再掲）新庁舎整備事業
- ・（再掲）公共施設長寿命化事業・森本東部地区土地区画整理事業
- ・阪急洛西口駅西地区土地区画整理事業
- ・JR 向日町駅周辺地区市街地再開発事業
- ・空き家対策計画策定
- ・水害ハザードマップ更新等
- ・住宅耐震化事業（住宅建築物安全ストック形成事業）
- ・災害廃棄物の一時集積所の確保
- ・市有物件へ自立型再生可能エネルギー設備の導入
- ・避難所等の空調機の新設・更新
- ・水道管路の耐震化事業

(3) 保健医療・福祉

(医療・福祉施設の耐震化等)

- 医療施設、社会福祉施設は、24 時間稼動が求められる施設であることを考慮しながら、耐震整備とライフラインの確保を行う。

(市民サービス部)

- 天井崩壊防止対策やスプリンクラー設備等、医療・福祉施設の安全性を確保する。

(市民サービス部)

（災害時の医療・救護体制の整備）

- 広域災害救急医療情報システム(EMIS)での情報伝達訓練など、京都府緊急災害医療チーム(DMAT)及び京都府災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を広域で実施する。

(市民サービス部)

- 京都府が行うドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制の構築に連携・協力する。

(環境経済部、市民サービス部)

- 災害用医薬品について、京都府と連携を図り、スムーズな供給体制を確保する。

(市民サービス部)

（感染症のまん延防止）

- 災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、京都府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。

(市民サービス部)

（特別な配慮が必要な人への支援）

- 災害時の情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、避難所生活における介助者の確保、個別避難計画の策定等、要配慮者支援の取組を進める。

(環境経済部、市民サービス部)

- 自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組を促進する。

(環境経済部、市民サービス部)

＜重要業績指標＞

- ・（再掲）公共施設の耐震化率 96%→97%（R6）（施設所管部局）

（4） 情報通信

（市民への通信手段の確保）

- 防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワーク化等通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。

(総務部、環境経済部)

- 避難者等が災害時における通信手段を確保するため、特設公衆電話を避難所等市内各所に整備する。

(環境経済部)

(災害危険情報の収集・伝達体制の確立)

- 防犯カメラを活用して道路や公園等、市内の状況を迅速に把握する
- 住民自らの迅速かつ的確な避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する。

(ふるさと創生推進部、環境経済部)

- 緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）をはじめ、地上デジタル放送、携帯情報端末等、多様な情報伝達方法を整備することに加え、民間のコミュニティ放送局と連携し、市民への情報共有を推進する。

(ふるさと創生推進部、環境経済部)

- 防災行政無線や広報車、メール配信サービス、SNS、ホームページなど、様々な手段を活用して災害危険情報の伝達を迅速・的確に行う。

(ふるさと創生推進部、環境経済部)

＜重要業績指標＞

・向日市防災・防犯メール登録件数 4,754件→6,000件（R6）（環境経済部）

(5) 産業構造

(企業の業務継続体制確保の促進)

- 企業の防災計画の策定や防災訓練への参加促進、帰宅困難となった従業員への対策の検討等、企業における防災体制の強化を促進する。

(環境経済部)

(地域産業の活力維持)

- 発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう、京都府などと連携して準備を進める。

(環境経済部)

(観光業や農業の風評被害対策)

- 正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、

市内産農産物の販売促進等の取組を通して、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制作りを平時から推進する。

(ふるさと創生推進部、環境経済部)

(ライフライン施設の整備)

- 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、ライフラインに係る施設の耐震化等を進め、平時から適切な維持管理を行うとともに、行政・事業者間で連携しながら効果的な復旧方策について検討する。

(建設部、上下水道部)

＜重要業績指標＞

- ・ (再掲) 物集女西浄水場の耐震化率 100%→維持 (R6) (上下水道部)
- ・ (再掲) 上水道の基幹管路耐震適合率 27%→40% (R6) (上下水道部)
- ・ (再掲) 下水道水洗化率 100%→維持 (R6) (上下水道部)

(6) 農林

(農地・農業用施設の防災対策)

- ため池の管理者において、平時から適切な維持管理行われるよう注意を促すとともに、京都府と連携し必要に応じて点検や整備を進める。

(環境経済部)

- 農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援する。

(環境経済部)

(竹林等の整備・保全)

- 竹林を維持するための支援に努めるとともに、地域住民の多様な参画による共同活動の促進を図る。

(環境経済部)

(資材の供給体制の整備)

- 農業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、農道の確保・整備を推進する。

(環境経済部)

(市内農産物の風評被害防止)

- 正しい情報の迅速・的確な提供や市内産農産物の販売促進等を通じて災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制作りを平時から推進する。

(環境経済部)

[主な事業]

- ・放置竹林対策
- ・土地改良事業

(7) 交通・物流

(道路等の整備・耐震化)

- 都市計画道路の整備や幹線道路の拡幅、J R 向日町駅の橋上化及び阪急電鉄の連続立体交差化や高架橋の耐震強化等を促進し、道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を確保する。

また、道路橋の長寿命化及び予防保全や無電柱化、沿道建築物の耐震化等を国や京都府等と連携を図りながら計画的に推進する。

(建設部)

(災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保)

- 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助活動や緊急物資等の輸送ルートを早期に確保するため、物集女街道拡幅事業をはじめとする府道の整備について、京都府と連携し、着実に進める。

(建設部)

(交通・物流施設の耐災害性の向上)

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、都市計画道路や幹線道路の整備促進を図るとともに、府道に接続する市道を含め、代替輸送路として生命線となる道路の整備を行う。

また、直轄国道の整備促進を国に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の整備事業等の支援を行う。

(建設部)

- 台風による大雨のほか、集中豪雨などによる道路冠水を防ぐため、道

路嵩上げや排水施設の整備等を計画的に進める。

(建設部)

- 向日市地域防災計画による避難路整備として指定している避難路以外においても、消防・救急・医療等の緊急車両・輸送車両等が確実に通行できる有効幅員を確保するため、生活道路や細街路の整備を進め、早期に効果が発現できるよう計画的に防災対策に努める。

(建設部)

- 医療機関との情報の共有・連携体制や、人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を確保する。

(環境経済部、市民サービス部、建設部)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、市内の東西を結ぶ重要な JR 東海道線の地下道において、冠水などによる通行機能の麻痺を防止する。また、地域分団を解消するため、J R 向日町駅に東西自由通路や駅前広場を整備する。

(建設部)

(交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化)

- 広域の交通ネットワークの構築（災害時における輸送手段の連携・代替性の確保）に向けて、京都府及び京都市等の近隣市町村と連携を強める。

(建設部)

- 「通学路交通安全プログラム」に基づく、小・中学校の通学路を中心とした道路整備の実施により、安全・安心な交通基盤を確保する。

(建設部、教育部)

[主な事業]

- | | |
|------------------|-------|
| ・都市計画道路・幹線市道の整備 | 5 路線 |
| ・生活道路・細街路の整備 | 10 路線 |
| ・通学路・自転車通行レーンの整備 | 11 路線 |
| ・J R 向日町駅東西駅前広場 | |
| ・J R 向日町駅東西自由通路 | |

(8) 国土保全／国土利用

(総合的な治水対策)

- 近年、多発している激甚化・局地化する降雨に対し、浸水被害の発生

や被害の軽減を図るため、国や京都府等と連携しながら、雨水幹線の整備や既存小規模排水路の改善を行うことで総合的な治水対策を一層推進する。

(建設部、上下水道部)

- 開発行為等による土地利用の変更で、地表面がアスファルトやコンクリートで覆われ、雨水流出量が増加することから、向日市まちづくり条例により、開発事業者に雨水流出抑制施設の設置を義務付けることによって、開発区域下流部の治水安全度を確保する。

(上下水道部)

(河川、下水道施設の整備推進)

- 一級河川の西羽束師川や桂川については、国などの関係機関に対して、改修促進を強く要望する。

(建設部、上下水道部)

- 京都府と連携したいろは呑龍トンネル事業を促進するとともに、市の和井川 1 号幹線等の雨水幹線や小規模排水路の整備を促進する。

(上下水道部)

- 雨水幹線や小規模排水路等については、堆積土砂の撤去などを計画的に実施するなど平時から適切な維持管理を行う。

(建設部、上下水道部)

(洪水等各種ハザードマップ更新等のソフト対策)

- 各種ハザードマップの更新、防災情報の高度化・多重化、地域防災力の強化といったソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路を確認できる環境の実現により、市民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。

(環境経済部)

(総合的な土砂災害対策)

- 市内には 14 か所の土砂災害警戒区域・特別警戒区域があり、急傾斜地の法面整備などといったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに市民の生命や財産を守ることができない状況にある。

このため、ハード整備の着実な推進にあわせて、京都府と連携しながら、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、市民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。

(環境経済部)

（土砂災害に備えたハード整備）

- 急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備について、緊急性の高いものからに着実に整備が進むよう、京都府に要望する。

（環境経済部、建設部）

（緊急避難場所・避難所の周知）

- 災害の種類別に指定緊急避難場所・指定避難所の周知を図る。

（環境経済部）

（地籍調査の推進）

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を積極的に推進する。

（建設部）

＜重要業績指標＞

- ・（再掲）公共施設の耐震化率 96%→97%（R6）（施設所管部局）
- ・（再掲）物集女西浄水場の耐震化率 100%→維持（R6）（上下水道部）
- ・（再掲）上水道の基幹管路耐震適合率 27%→40%（R6）（上下水道部）
- ・地籍整備率 2.5%→10%（R6）（建設部）

〔主な事業〕

- ・（再掲）新庁舎整備事業
- ・（再掲）空き家対策計画策定
- ・（再掲）避難所等の空調機の新設・更新
- ・保育所施設長寿命化及び増改築
- ・地籍調査事業
- ・浸水対策下水道雨水幹線の整備の推進
- ・前小川幹線整備事業（仮称）
- ・和井川1号幹線整備事業
- ・雨水タンクの助成制度の推進
- ・小規模排水路の改善

(9) 伝統・文化の保存

(文化財の保護・保全)

- 文化財の所有者又は管理者は、防災の組織や災害時の対応等の防災措置を徹底するとともに、日常的な維持管理に努める。

(教育部)

- 文化財の所有者又は管理者は、実践的な消防訓練等防災対策の実施など、市をはじめ防災関係機関との連携、協力体制を確立する。

(教育部)

- 文化財の所有者又は管理者及び市は、災害復興に当たって伝統・文化が適切に保護され継承されるよう、平時から体制の構築に努める。

(教育部)

- 文化財（建造物）が被災・損傷した場合に、元の姿に復元するため、市は京都府と連携し、文化財の調査及び記録・保存に努める。

(教育部)

(文化財の防火対策)

- 文化財所有者等は、自動火災報知設備、消火設備及び避雷設備等の防災設備の整備を進め、市は、乙訓消防組合と連携し、消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行なわれるよう防火訓練等を実施し、文化財を救出する体制の構築を推進する。

(教育部)

[横断的分野]

(1) リスクコミュニケーション

(災害危険情報の提供)

- 市民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとれるよう、防災マップの周知を図る。

(環境経済部)

(市民に対する教育・訓練)

- 向日市全体の防災力を向上するため、消防団員や自主防災組織等の防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通じて市民に正しい防災知識の普及を図る。

(環境経済部)

- 将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。
(教育部)

- 市民等が参加した実践的訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。

(環境経済部)

(地域の「つながり」の強化)

- 救出・救助活動により多くの生命を守るためには、地域における助け合い「自助・共助」が何より重要であることから、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。また、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災会の育成を図るとともに、若年者の参加や自主防災会の連携・協力等により活動の活性化を図る。

(総務部、環境経済部、市民サービス部)

(外国籍市民等への災害時支援等)

- 京都府と連携し、多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、市ホームページによる防災情報の発信を行うとともに、災害時は避難所等の誘導案内を推進し、かつ防災訓練参加を促進する等、災害時の支援体制の構築を図る。

(ふるさと創生推進部、環境経済部)

(自主防災組織の活動促進)

- 自主防災組織及び消防団等が連携した危険箇所のパトロールや防災訓練の実施等を促進する。

(環境経済部)

(消防団の活性化)

- 消防学校による消防団員の教育訓練や大学生の取組支援、消防団員 OBの後押し等、消防団が活発に活動する地域づくりを京都府と連携して進めるとともに、実践的な訓練を取り入れるなど消防団の機能強化を図る。

(環境経済部)

(NP0・ボランティアとの連携強化)

- 災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平時から京都府及び京都府災害派遣福祉チーム (DWAT)、並びに市社会福祉協議会、NP0、ボランティア団体等が相互に連携し、ネットワークを構築する。

(市民サービス部)

- 災害時に、DWAT や各地から集まる NPO、ボランティアの受け入れ、適材適所への配置、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できる人材育成を図る。

(市民サービス部)

(迅速な応急復旧に向けた応援協力体制の確保等)

- 災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急復旧等に対応するため、市内の建設業団体や商工・サービス業等の関係団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。

(環境経済部、建設部)

(2) 老朽化対策

(安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新)

- 市民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、老朽化対策にあわせて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分発揮できるよう、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的かつ戦略的な施設管理をより一層推進する。また、各施設等の機能を維持するため、日常的には適切な維持管理を行う。

(全部局)

- 市民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について補修等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使用することができるように施設の安全・安心を持続的に確保する。

(施設所管部局)

- 一般財団法人京都技術サポートセンターを活用し、アセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理を推進するとともに、今後急増するインフラ補修に対応するため、大学等教育機関とも連携し、市内企業の技術力強化を図る。

(建設部)

- J R 東海道線を横断する地下道において、排水施設や照明施設などの定期点検の実施により、健全度を正確に把握し、修繕計画に基づいた更新や補修工事を実施し、適切に施設機能を確保する。

(建設部)

- 橋梁について、道路法に則った定期点検の実施により、健全度を正確に把握し、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた補修工事を実施し、長寿命

化及び予防保全を図る。

(建設部)

- 台風による大雨や集中豪雨など異常気象時における道路の機能を維持するため、舗装や排水施設の修繕等を計画的に実施し、道路機能の安全維持を図る。

(建設部)

- 下水道施設の長寿命化を図るため、向日市下水道ストックマネジメント計画に基づき、予防保全型の維持管理を行う。

(上下水道部)

[主な事業]

- ・ (再掲) 公共施設長寿命化事業
- ・ 下水道施設長寿命化事業

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画は、概ね 10 年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね 5 年ごとに見直しを実施する。また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を部局横断的に構築して P D C A サイクルを実践し、毎年度、重要業績指標の進捗状況を把握した上で、施策プログラムを適切に見直していく。

本計画の推進にあたっては、国、京都府、近隣市町村、防災関係機関、市民、地域、企業等の多様な主体と連携・協働していく。

2 施策の重点化

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要がある。そこで市が担うべき役割の大きさ、影響の大きさと緊急度から 31 の「起きてはならない最悪の事態」の中から市として特に回避しなければならない 11 の事態を次表のとおり選定した。

この特に回避しなければならない事態に係る施策は、その重要性に鑑み、重点的に推進していくものとする。

事前に備えるべき目標	特に回避すべき起きてはならない最悪の事態	
1 人命の保障が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地での倒壊・火災による死傷者の発生
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生
	1-3	大規模な土砂災害等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-5	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
	4-2	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
6 生活・経済活動に必要な最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4	地域交通ネットワークの機能停止
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	大規模火災の発生

(別紙)「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果

1 人命の保護が最大限図られる

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地での倒壊・火災による死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 昭和 56 年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多く、「向日市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化対策を推進するとともに、「向日市営住宅ストック総合活用(長寿命化)計画(令和 2 年度策定予定)」に基づき、市営住宅の耐震化等を促進する必要がある。

(建設部)

- 耐震診断の必要性や助成制度等を周知し、耐震診断を促進するとともに、耐震性能が不足していると診断された住宅の改修を支援するため、国、京都府と連携して、耐震改修に関する助成制度、税制優遇措置などにより、耐震改修等を促進する必要がある。

(建設部)

- 避難所については耐震化率 100%であるが、多数の者が使用する建築物のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した場合については、耐震化等を促進する必要がある。

(施設所管部局)

- 各鉄道駅舎、連絡通路、踏切、自転車駐輪場等について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や京都府及び自転車整備センター等と連携しながら、耐震化やバリアフリー化を促進する必要がある。

(建設部)

(地震や火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模地震による住宅地火災のリスクが高い危険な住宅密集地については、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う土地区画整理事業及び市街地再開発事業等を、京都府や関係団体等と連携しつつ、さらに推進する必要がある。

(建設部)

- 倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。

(環境経済部、建設部)

(被災建築物の危険度判定)

- 被災建築物や被災宅地の危険度判定を速やかに実施できるよう、京都府と連携を図

る必要がある。

(建設部)

(火災発生の防止対策)

- 火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災発生を防止するための行動や住宅用消火器の普及、住宅用防災警報機（住宅用火災警報器）の設置義務の啓発を図り、火災発生の防止対策を進める必要がある。

(環境経済部)

(国、京都府との連携による防災対策)

- 防災対策を強化するため、国や京都府等と平時から連携を図る必要がある。

(環境経済部)

〈指標：現状値〉

- ・ 公共施設の耐震化率 96% [施設所管部局]

1－2 異常気象等による広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生

(総合的な治水対策の推進)

- 近年、多発している激甚化・局地化する降雨に対し、浸水被害の発生や被害の軽減を図るため、国や京都府等と連携しながら、雨水幹線の整備や既存小規模排水路の改善を行うことで総合的な治水対策を一層推進する必要がある。

(建設部、上下水道部)

- 開発行為等による土地利用の変更で、地表面がアスファルトやコンクリートで覆われ、雨水流出量が増加することから、向日市まちづくり条例により、開発事業者に雨水流出抑制施設の設置を義務付けることによって、開発区域の下流部の水路に与える影響を軽減する必要がある。

(上下水道部)

(河川、下水道等施設の整備推進)

- 一級河川の西羽束師川や桂川については、国などの関係機関に対して、改修促進を強く要望する必要がある。

(建設部、上下水道部)

- 京都府と連携し、いろは呑龍トンネル事業を促進するとともに市の和井川1号幹線等の雨水幹線や小規模排水路の整備を促進する必要がある。

(建設部、上下水道部)

(河川、下水道等施設等の整備、維持管理等)

- 下水道施設の長寿命化を図るため、向日市下水道ストックマネジメント計画に基づき、予防保全型の維持管理を行う必要がある。

(上下水道部) (農業用水利施設の防災対策) ○ 農業用水利施設の点検とこれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策を実施するとともに、管理体制の強化等による地域の防災情報の共有、市民の防災意識の向上等のソフト対策も一体的に推進していく必要がある。 (環境経済部) (ハザードマップ更新等のソフト対策の推進) ○ 各種ハザードマップの更新、防災情報の高度化・多重化、地域防災力の強化といったソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路を確認できる環境の実現により、市民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る必要がある。 (環境経済部) (国、京都府との連携による防災対策) ○ 防災対策を強化するため、国や京都府等と平時から連携を図る必要がある。(再掲) (環境経済部)	〈指標:現状値〉 ・防災マップの更新 完了〔環境経済部〕 ・防災重点ため池の調査 完了〔環境経済部〕
---	--

1－3大規模な土砂災害等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態 (総合的な土砂災害対策の推進) ○ 府が実施する急傾斜地の法面整備などといったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに市民の生命や財産を守ることができない状況にある。このため、ハード整備の着実な推進にあわせて、京都府と連携し、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、市民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する必要がある。 (環境経済部、建設部) (土砂災害対策のハード整備) ○ 急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備について、緊急性の高いものからに着実に整備が進むよう、京都府に要望する必要がある。 (環境経済部、建設部)

(土砂災害警戒区域の指定等) ○ 市域においては、すでに区域指定が完了していることから、市民が土砂災害の危険性を認識し、避難行動に結び付ける取組みを推進する必要がある。 (環境経済部)
(国、京都府との連携による防災対策) ○ 防災対策を強化するため、国や京都府等と平時から連携を図る必要がある。(再掲) (環境経済部)
(緊急避難場所・避難所の整備等) ○ 災害の種類別に指定緊急避難場所・指定避難所の周知を図る必要がある。 (環境経済部)
<指標:現状値> ・ (再掲) 防災マップの更新 完了 [環境経済部]

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
(緊急物資備蓄の促進) ○ 必要量を確保できる備蓄倉庫を整備し計画的な備蓄を進めるとともに、市民や企業に対しては、3日分(可能であれば1週間分)の備蓄推奨に係る啓発を実施する必要がある。 (環境経済部)
(避難所への支援物資の適切な輸配送) ○ 物資の確保・調達及び輸配送について京都府と連携した体制を構築する必要がある。 (環境経済部)
(緊急輸送道路等の整備、維持管理等) ○ 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路における橋梁について長寿命化及び予防保全等を国や京都府等と連携を図りながら計画的に推進する必要がある。 (建設部) ○ 電柱等の倒壊による道路閉塞を防ぐため、特に重要な路線を選定し、無電柱化等を計画的に検討する必要がある。 (建設部) ○ 防災拠点への迅速な緊急車両の通行を確保するため、対応が必要な路線の整備を計

画的に進めていくほか、沿道建築物の耐震化促進について、京都府との協議を進める必要がある(向日市建築物耐震改修促進計画)。

(建設部)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、市内の東西を結ぶ重要な JR 東海道線の地下道において、冠水などによる通行機能の麻痺を防止する。また、地域分団を解消するため、J R 向日町駅に東西自由通路や駅前広場を整備する必要がある。

(建設部)

- 災害時や緊急時でも安全で良質な水を安定供給するため、計画的に耐震化工事を推進する必要がある。

(上下水道部)

- 災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急復旧等に対応するため、市内の建設業団体や商工・サービス業等の関係団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る必要がある。

(建設部)

(災害復旧に係る協力体制の強化)

- 関係機関や企業等と災害時応援協定を締結するとともに、連携訓練を実施するなど、物資供給に係る協力体制を強化する必要がある。

(環境経済部)

(避難所の体制確保)

- 避難所の運営体制を整備するとともに、学校、自主防災組織等と連携して、避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する必要がある。

(総務部、環境経済部、市民サービス部、教育部)

〈指標:現状値〉

- ・ 物集女西浄水場の耐震化率 100% 〔上下水道部〕
- ・ 上水道の基幹管路耐震適合率 27% 〔上下水道部〕

2-2 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(救助体制の強化)

- 災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、国や京都府、他自治体、防災関係機関等と訓練を実施すること等により、その実効性を常に向上させる必要がある。

(環境経済部)

- 発災時、直ちに対応する消防隊員、消防団員のレスキュー技能向上のため、実践的な教育・訓練を反復実施し、日頃から、災害対応能力を維持する必要がある。

(環境経済部)

- 被害情報収集、救出救助等を行う警察、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立する必要がある。

(環境経済部)

(災害時に備えた資機材整備)

- 消防や消防団等の装備資機材や情報通信基盤等を計画的に整備し、災害対応力を強化する必要がある。

(環境経済部)

(防災拠点の耐震)

- 防災拠点施設となる庁舎等の耐震化を計画的に推進する必要がある。

(施設所管部局)

(消防人材の確保・育成)

- 消防団への加入を進めるとともに、府立消防学校による消防団員の教育訓練等によりその機能強化を図り、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。

(環境経済部)

(地域防災力の充実・強化)

- 市民の防災意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある。

(環境経済部)

- 自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。

(環境経済部、教育部)

- 教職員の危機対処能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化する必要がある。

(教育部)

- 災害の種類別に指定緊急避難場所、指定避難所の周知を図る必要がある。(再掲)

(環境経済部)

- 京都府と連携し市の災害ボランティアセンター機能を強化・充実を図る必要がある。

(環境経済部、市民サービス部)

２－３ 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
(緊急輸送道路の確保) ○ 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路における橋梁について長寿命化及び予防保全等を国や京都府等と連携を図りながら計画的に推進する必要がある。(再掲) (建設部) ○ 電柱等の倒壊による道路閉塞を防ぐため、特に重要な路線を選定し、無電柱化等を計画的に検討する必要がある。(再掲) (建設部) ○ 防災拠点への迅速な緊急車両の通行を確保するため、対応が必要な路線の整備を計画的に進めていくほか、沿道建築物の耐震化促進について、府との協議を進める必要がある(向日市建築物耐震改修促進計画)。(再掲) (建設部)
２－４ 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足
(一時避難場所の確保) ○ 民間施設を一時避難場所として活用できるようにしておく必要がある。 (環境経済部) (帰宅困難者対策) ○ 企業等に対して従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す必要がある。 (環境経済部) ○ 府と連携し、災害時帰宅困難者に係る支援協定の締結を推進していく必要がある。 (環境経済部) (観光客対策) ○ 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報提供体制を構築するなどの観光客対策を実施する必要がある。 (ふるさと創生推進部) ○ 外国人観光客に対しては、わかりやすい日本語や多言語による情報提供を行う必要がある。 (ふるさと創生推進部)
〈指標：現状値〉 ・ (再掲) 公共施設の耐震化率 96% [施設所管部局]

２－５ 医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
（市内医療機関等の耐震化） ○ 市内すべての医療機関、社会福祉施設の耐震診断及び耐震改修を、京都府と連携し、促進する必要がある。 （市民サービス部） （特別な配慮が必要な人の支援） ○ 高齢者、障害のある人、在宅療養者、妊婦、新生児等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難サポートリーダーの養成を充実させる必要がある。 （環境経済部、市民サービス部） ○ 最新の避難行動要支援者名簿を提供できるよう、随時、名簿の更新を行う必要がある。 （環境経済部、市民サービス部） （災害時の医療・救護体制の整備） ○ 京都府と連携し、京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害医療体制を整備する必要がある。 （市民サービス部） ○ 地域災害拠点病院や災害医療コーディネーターが実施する研修会や訓練に参加し、災害対応能力の向上を図る必要がある。 （市民サービス部） （災害時の医療提供のための緊急輸送道路の整備、維持管理等） ○ 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助や緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、物集女街道拡幅事業をはじめとする府道の拡幅整備を京都府と連携し、着実に進める必要がある。 （建設部）
＜指標：現状値＞ ・自主防災組織等への避難行動要支援者名簿の提供 提供済〔環境経済部、市民サービス部〕

２－６ 疫病・感染症の大規模発生
（被災地・避難所の衛生管理） ○ 避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及や断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環

境の維持体制を確立する必要がある。

(環境経済部、市民サービス部)

- 簡易トイレや備蓄マンホールトイレの整備を進める必要がある。

(環境経済部)

- 感染症の発生及びまん延防止のため、京都府と連携し、被災者の衣食住等、生活全般について衛生環境を整備する体制の構築を図るとともに避難所の衛生管理を徹底する必要がある。

(市民サービス部)

- 被災者等の健康管理やメンタルケアの充実を図る必要がある。

(市民サービス部)

(防疫対策)

- 感染症の発生及びまん延防止のため、京都府等と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等を行う体制を構築する必要がある。

(市民サービス部)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 市の防災拠点施設の耐震化、長寿命化及び災害時の電源、燃料、飲料水、食料等の確保を計画的に推進する必要がある。

(施設所管部局)

- 市災害対策本部となる中部防災拠点の防災指揮中枢機能を確保・維持していく必要がある。

(総務部、環境経済部)

(災害対策活動の初動体制の整備)

- 災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、実践的な災害対応訓練や研修の実施、緊急参集体制の整備・強化、マニュアルの見直しや改善を行う必要がある。

(環境経済部)

(業務継続体制の整備)

- 実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高めるとともに、緊急体制を強化する必要がある。

(環境経済部)

- 業務継続計画の見直しと検証を随時行い、地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制を確立する必要がある。

(全部局)
(災害情報の収集体制の強化) ○ 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。 (環境経済部) (警察機能の維持対策等) ○ 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、警察との連携体制の強化を図る必要がある。 (環境経済部)
<指標:現状値> ・ (再掲) 公共施設の耐震化率 96% [施設所管部局]

4 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
(災害に強い情報通信基盤等の整備) ○ 住民自らの迅速かつ安全な避難に役立てるため、防災情報について、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する必要がある。 (ふるさと創生推進部、環境経済部) ○ 防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの構築等、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する必要がある。 (環境経済部) (二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立) ○ 国や京都府と連携し、河川の堤防、道路・橋梁の損傷、鉄道施設等の被害状況を早期に収集し、関係機関及び市民に情報提供を図ることにより、二次被害を回避する必要がある。 (環境経済部、建設部、上下水道部) (外国籍市民等への災害時支援等) ○ 多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、市ホームページによる防災情報の発信を行うとともに、府の支援等を受けて災害時の支援体制の構築を図る。また、日本語能力が十分でない外国籍市民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する必要がある。 (ふるさと創生推進部、環境経済部)

〈指標：現状値〉

・向日市防災・防犯メール登録者数 4,754 人 [環境経済部]

4－2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（災害に強い情報通信基盤の整備）

- 防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化や防災行政無線のデジタル化整備等により、災害時の通信を確保する必要がある。

（環境経済部）

（災害情報を迅速・的確に把握するシステムの準備）

- 災害情報の的確な把握や情報共有を推進するため、スマートフォンやタブレット端末等を活用し、現場からの災害情報を迅速に収集・伝達する体制を構築する必要がある。

（環境経済部）

（防災拠点等における電源の確保）

- 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機等を設置しておく必要がある。

（施設所管部局）

4－3 テレビ・ラジオ放送の中断等や携帯電話事業等の長期停止による種々の重要な情報が伝達できない事態

（市民への情報伝達）

- 向日市防災・防犯メールの登録者数を拡大するとともに、地上デジタル放送や携帯情報端末を利用した情報収集体制を確立し、訓練を実施する必要がある。

（環境経済部）

- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）や市 HP、SNS、防災行政無線、広報車等による情報伝達体制を拡充する必要がある。

（ふるさと創生推進部、環境経済部）

- 市民が自らの確な避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の周知やハザードマップの利活用を促進する必要がある。

（環境経済部）

（二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立）

- 国や京都府と連携し河川の堤防、道路・橋梁の損傷等の被害状況を早期に収集し、関係機関及び市民に情報提供を図ることにより、二次被害を回避する必要がある。

（再掲）

5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による市場競争力の低下

（企業等における業務継続体制の確立）

- 企業における防災計画の策定や防災訓練の参加の推進等、防災体制の強化を推進する必要がある。

(環境経済部)

（緊急輸送道路等の確保・整備）

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路における橋梁について長寿命化及び予防保全等を国や京都府等と連携を図りながら計画的に推進する必要がある。（再掲）

(建設部)

- 電柱等の倒壊による道路閉塞を防ぐため、特に重要な路線を選定し、無電柱化等を計画的に検討する必要がある。（再掲）

(建設部)

- 防災拠点への迅速な緊急車両の通行を確保するため、対応が必要な路線の整備を計画的に進めていくほか、沿道建築物の耐震化促進について、京都府との協議を進める必要がある(向日市建築物耐震改修促進計画)。（再掲）

(建設部)

（ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立）

- 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。

(環境経済部、上下水道部)

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発

（救助体制の強化）

- 災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や、京都府、他市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

(環境経済部)

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止

（緊急輸送道路等の確保・整備）

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路における橋梁について長寿命化及び予防保全等を国や京都府等と連携を図りながら計画的に推進する必要がある。（再掲）

(建設部)

- 電柱等の倒壊による道路閉塞を防ぐため、特に重要な路線を選定し、無電柱化等を

計画的に検討する必要がある。（再掲） （建設部） ○ 防災拠点への迅速な緊急車両の通行を確保するため、対応が必要な路線の整備を計画的に進めていくほか、沿道建築物の耐震化促進について、京都府との協議を進める必要がある（向日市建築物耐震改修促進計画）。（再掲） （建設部）
〈指標：現状値〉 ・道路舗装率（市道全延長） 81.1% [建設部] ・歩道整備延長 35,540m [建設部] ・都市計画道路・幹線市道の整備 5 路線 [建設部] ・生活道路・細街路の整備 10 路線 [建設部] ・通学路・自転車通行レーンの整備 11 路線 [建設部]

5－4 食料等の安定供給の停滞 （流通関係事業者による連携・協力体制の拡大） ○ 災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、災害対応に係る流通関係事業者、行政等による連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。 （環境経済部） ○ 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや交通規制表示板、信号機電源付加装置など交通安全施設等の整備促進することを求める必要がある。 （建設部）

6 生活・経済活動に必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6－1 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能停止 （電力及びガスの確保） ○ 電力供給の耐災害性を高めるため、電力施設や供給設備の耐震性の確保と電力保安用通信ルートの2ルート化を促進する必要がある。 （環境経済部） ○ ガス供給施設等の耐震性能が維持される必要がある。 （環境経済部） （ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立） ○ 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。（再掲） （環境経済部、上下水道部）

- 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から市と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。

(環境経済部、上下水道部)

6-2 上水道の長期にわたる供給停止

(上水道施設の耐震化)

- 浄水、配水等の各施設や管路の耐震化及び更新を計画的に進める必要がある。
(上下水道部)

(ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

- 各ライフライン機関の施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定と実践的な防災訓練を促す必要がある。（再掲）
(環境経済部、上下水道部)

〈指標：現状値〉

- ・（再掲）上水道の基幹管路耐震適合率 27% [上下水道部]
- ・（再掲）物集女西浄水場の耐震化率 100% [上下水道部]

6-3 下水道処理施設の長期にわたる機能停止

(下水道の維持管理)

- 向日市下水道ストックマネジメント計画や長寿命化事業により、予防保全型の維持管理を行う必要がある。
(上下水道部)

6-4 地域交通ネットワークの機能停止

(道路等の整備・耐震化)

- 都市計画道路の整備や幹線道路の拡幅、JR向日町駅の橋上化及び阪急電鉄の連続立体交差化や高架橋の耐震強化等を促進し、道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を確保する必要がある。
(建設部)
- 道路橋の長寿命化及び予防保全、沿道建築物の耐震化等を国や京都府等と連携を図りながら計画的に推進する必要がある。
(建設部)

(輸送ルート確保の強化)

- 災害発生時において、救援救助や緊急物資輸送等のため、交通ネットワークが分断される事態を避けるため、複数輸送ルートの確保が図られるよう都市計画道路の整備を促進する必要がある。さらに緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、無電柱化、法面対策及び重要な交通施設を守るためにも治水、土石流等の対策を国や京都府等と連携を図りながら推進する必要がある。

(建設部)

- 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等の連携体制を維持する必要がある。

(建設部)

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、都市計画道路や幹線道路の整備促進を図るとともに、府道に接続する市道を含め、代替輸送路として生命線となる道路の整備を行う。また、直轄国道の整備促進を国に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、防災拠点等へのアクセス等、府管理の主要幹線道路の整備事業等の支援を行っていく必要がある。

(建設部)

- 台風による大雨のほか、集中豪雨などによる道路冠水を防ぐため、道路嵩上げや排水施設の整備等を計画的に進める必要がある。

(建設部)

- 向日市地域防災計画による避難路整備として指定している避難路以外においても、消防・救急・医療等の緊急車両・輸送車両等が確実に通行できる有効幅員を確保するため、生活道路や細街路の整備を進め、早期に効果が発現できるよう計画的に防災対策に努める必要がある。

(建設部)

- 医療機関との情報の共有・連携体制や、人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備促進、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。

(環境経済部、市民サービス部、建設部)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、市内の東西を結ぶ重要な JR 東海道線の地下道において、冠水などによる通行機能の麻痺を防止する。また、地域分団を解消するため、J R 向日町駅に東西自由通路や駅前広場を整備する必要がある。(再掲)

(建設部)

(緊急輸送道路等の確保・整備)

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の長寿命化及び予防保

全等を国や京都府等と連携を図りながら計画的に推進する必要がある。 (建設部) ○ 電柱等の倒壊による道路閉塞を防ぐため、特に重要な路線を選定し、無電柱化等を計画的に検討する必要がある。(再掲) (建設部) ○ 防災拠点への迅速な緊急車両の通行を確保するため、対応が必要な路線の整備を計画的に進めていくほか、沿道建築物の耐震化促進について、京都府との協議を進める必要がある(向日市建築物耐震改修促進計画)。(再掲) (建設部)
〈指標:現状値〉 ・ (再掲) 道路舗装率 (市道全延長) 81.1% [建設部] ・ (再掲) 歩道整備延長 35,540m [建設部] ・ (再掲) 都市計画道路・幹線市道の整備 5 路線 [建設部] ・ (再掲) 生活道路・細街路の整備 10 路線 [建設部] ・ (再掲) 通学路・自転車通行レーンの整備 11 路線 [建設部]

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 大規模火災の発生
(住宅地対策) ○ 大規模地震による住宅地火災のリスクが高い危険な住宅密集地については、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う土地区画整理事業及び市街地再開発事業を、京都府や関係団体等と連携しつつ、さらに推進する必要がある。(再掲) (建設部) ○ 住宅地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊の恐れがあるブロック塀や落下の恐れがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。 (環境経済部、建設部) (火災発生の防止対策) ○ 火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災発生を防止するための行動や住宅用消火器の普及、住宅用防災警報機(住宅用火災警報器)の設置義務の啓発を図り、火災発生の防止対策を進める必要がある。(再掲) (環境経済部)

（救助体制の強化のための耐震化）

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や京都府等と連携を図りながら、道路橋の耐震化や無電柱化、沿道建築物の耐震化等を計画的に推進する必要がある。

（建設部）

（文化財の防火対策）

- 文化財所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練等を実施する必要がある。

（教育部）

- 市は、文化財所有者等と防災設備の設置や防災関係機関等との共助体制の構築に向けた支援をする必要がある。

（教育部）

〈指標：現状値〉

（再掲）・公共施設の耐震化率 96% 〔施設所管部局〕

7－2 沿線・沿道の建物倒壊による被害及び交通麻痺

（緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化等）

- 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や京都府等と連携を図りながら、道路橋の耐震化や無電柱化、沿道建築物の耐震化等を計画的に推進する必要がある。（再掲）

（建設部）

- 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等重点路線を選定し、無電柱化等を計画的に推進していく必要がある。

（建設部）

7－3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全

（関係機関の連携強化と避難体制の強化）

- 危険水位を超える出水を想定して、国、京都府、関係機関との一層の連携強化と市民への情報提供、避難体制の強化を図る必要がある。

（環境経済部）

（危険情報の収集・提供体制の確立）

- 河川堤防、道路・橋梁の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び市民に情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

（環境経済部、建設部、上下水道部）

(ため池の防災対策)

- ため池の管理者において、平時から適切な維持管理が行われるよう注意を促すとともに、京都府と連携し必要に応じて点検や整備を進める必要がある。

(環境経済部)

(河川管理施設等の整備、維持管理等)

- 雨水幹線等の下水道施設について、定期的な管路施設の内部点検調査を行い、適切な管理に努め、異常豪雨時にもこれらの施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(上下水道部)

(安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新)

- 市民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、老朽化対策にあわせて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分発揮できるよう、「公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的かつ戦略的な施設管理をより一層推進する。また、各施設等の機能を維持するため、日常的には適切な維持管理を行う必要がある。

(建設部)

- 一般財団法人京都技術サポートセンターを活用し、アセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理を推進するとともに、今後急増するインフラ補修に対応するため、大学等教育機関とも連携し、市内企業の技術力強化を図る必要がある。

(建設部)

- 下水道施設の長寿命化を図るため、向日市下水道ストックマネジメント計画に基づき、予防保全型の維持管理を行う必要がある。(再掲)

(上下水道部)

- 市民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について補修等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使用することができるように施設の安全・安心を持続的に確保する必要がある。

(施設所管部局)

- JR 横断部の地下道において、排水施設や照明施設などの定期点検の実施により、健全度を正確に把握し、修繕計画に基づいた更新や補修工事を実施することにより、適切に通行機能を確保する必要がある。

(建設部)

- 橋梁について、道路法に則った定期点検の実施により、健全度を正確に把握し、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた補修工事を実施することにより、長寿命化及び予防保全を図る必要がある。

(建設部)

- 台風による大雨や集中豪雨など等異常気象時において道路の機能を維持するための

舗装や排水施設の修繕等を計画的に実施し、道路の安全維持を図る必要がある。
(建設部)

〈指標:現状値〉

- ・下水道施設の内部目視調査 年1回 〔上下水道部〕
- ・下水道施設の電気設備点検 月1回 〔上下水道部〕

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(企業の防災対策)

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業における適正管理、必要な資機材の整備、訓練の実施や事故発生を想定したマニュアル整備について、京都府が着実に推進できるよう、協力を行う必要がある。

(環境経済部)

(災害対応能力の向上)

- 災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や、京都府、他市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)

(環境経済部)

(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

- ガス供給施設等の被害状況、環境モニタリングデータ等を早期に収集し、関係機関及び市民等へ情報提供することにより、二次災害を回避する必要がある。

(環境経済部)

7-5 農地・竹林等の荒廃による被害の拡大

(竹林等の整備・保全)

- 竹林を維持するための支援に努めるとともに、地域住民による多様な参画による共同活動の促進を図る必要がある。

(環境経済部)

(農地・農業用施設の保全管理)

- 農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援する必要がある。

(環境経済部)

7－6 風評被害による向日市経済等への甚大な影響

（観光業や農業の風評被害対策）

- 正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、市内産農産物の販売促進等の取り組みを通して、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制作りを平時から推進する必要がある。

（ふるさと創生推進部、環境経済部）

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物の処理の推進）

- 災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、災害廃棄物の迅速な処理体制を構築し、維持する必要がある。

（環境経済部）

- 廃棄物処理事業者等との連携体制の強化を図る必要がある。

（環境経済部）

8－2 道路の復旧・復興を担う体制等の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態

（建設業の担い手の確保・育成等）

- 地震、浸水、土砂災害等の災害時において、道路啓開や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体と応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。

（環境経済部、建設部）

8－3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域防災力の強化）

- 自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等、地域防災力の充実・強化を図る必要がある。（再掲）

（環境経済部）

- 地域での防災訓練の実施や被害を軽減するための取組を啓発する必要がある。

（環境経済部）

（防災教育の実施）

- 全校で学校安全計画及び危機等発生時対処要領の確認・改善を促進するとともに、避難訓練への参画など、防災教育を推進する必要がある。

（教育部）

（消防人材の確保・育成）

- 消防団への加入を進めるとともに、府立消防学校による消防団員の教育訓練等によりその機能強化を図り、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。
（再掲）

（環境経済部）

8－4 幹線道路等の基幹インフラ損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（鉄道施設の耐震化）

- 利用者の安全を確保する観点から、市内各駅舎の耐震化、防災拠点化を国、京都府及び鉄道事業者と連携しながら、着実に進めていく必要がある。

（環境経済部、建設部）

（災害情報収集体制の強化）

- 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。（再掲）

（環境経済部）

（地籍調査の推進）

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する必要がある。

（建設部）

・ 地籍整備率 2.5% [建設部]